

租税特別措置法等の改正について

～酒類業者のみなさまへ～

令和3年4月
税務署

令和3年度税制改正により租税特別措置法等が改正され、本年4月1日から施行されました。
酒税に関する主な改正事項は、以下のとおりです。

1 ビールに係る酒税の税率の特例（租税特別措置法第87条の4）

ビールに係る酒税の税率の特例は、適用期限が2年間延長（令和5年3月31日まで）されました。

2 被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第43条）

被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例は、適用期限が2年間延長（令和5年3月31日まで）されました。

3 参考

【軽減割合（租税特別措置法第87条及び87条の4）】

品目	軽減割合（単位：％）					
	平成 30年度	平成 31年度	令和2年度		令和 3年度	令和 4年度
			～9月	10月～		
清酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、果実酒（その他の発泡性酒類に該当するものに限る）	20 (10)	20 (10)	20 (10)	20 (10)	20 (10)	20 (10)
果実酒（その他の発泡性酒類に該当するものを除く）	20 (10)	20 (10)	20 (10)	28.9 ^{※3} (20)	28.9 ^{※3} (20)	28.9 ^{※3} (20)
合成清酒、発泡酒	10 (5)	10 (5)	10 (5)	10 (5)	10 (5)	10 (5)
ビール	15 (7.5)	15 (7.5)	15 (7.5)	15 (7.5)	15 (7.5)	15 (7.5)

※1 カッコ書きは前年度課税移出数量が1,000kl超1,300kl以下の場合に適用されます。

2 東日本大震災により酒類の製造場に甚大な被害を受けたことについて国税庁長官の確認を受けた製造者は、上記の割合で軽減した酒税額を6.25%軽減した酒税額となります（平成30年度～令和4年度）。

3 正確には90分の26です。

詳しくは、酒類指導官が設置されている税務署へお問合せください。